

議案第 15 号

鯖江市公共施設等整備基金条例の制定について

鯖江市公共施設等整備基金条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 25 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

鯖江市の公共施設およびインフラ施設の長寿命化を目的とした大規模改修に要する資金および公共施設の集約化、複合化等に係る整備に要する資金に充てるため、基金を設置したいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市公共施設等整備基金条例

(設置)

第1条 鯖江市の公共施設およびインフラ施設の長寿命化を目的とした大規模改修に要する資金および公共施設の集約化、複合化等にかかる整備に要する資金に充てるため、鯖江市公共施設等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、当該年度において一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に定める目的を達成するために、基金の全部または一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。